

佐賀県D P A T（災害派遣精神医療チーム）に関する協定書

佐賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人佐賀県精神科病院協会・独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター・佐賀大学医学部附属病院・地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の1協会及び3病院（以下「乙」という。）とは、佐賀県D P A T設置運営要領（以下「設置運営要領」という。）に基づき、佐賀県D P A T（災害派遣精神医療チーム）の活動等に関して協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て行う災害時の心のケア活動等に関する佐賀県D P A Tの派遣について、必要な事項を定めるものとする。

（派遣の依頼）

第2条 甲は、「設置運営要領」に基づき、佐賀県D P A Tによる心のケア活動を実施する必要があると認める場合は、乙に対して、佐賀県D P A Tの派遣を依頼するものとし、乙は、この依頼を受けたときは、速やかに佐賀県D P A Tを編成し、甲の指定する場所へ派遣するものとする。

2 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の依頼を受ける前に佐賀県D P A Tを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の規定により甲が承認した佐賀県D P A Tの派遣は、甲の依頼に基づく派遣とみなす。

（指揮系統）

第3条 佐賀県D P A Tは、佐賀県D P A T調整本部の下で活動することを基本とする。

2 佐賀県D P A Tが被災都道府県に派遣される場合には、被災都道府県のD P A T調整本部の下で活動するものとする。

（身 分）

第4条 佐賀県D P A Tの活動をする者の身分については、派遣元である医療機関等の管理下にあるものとする。

(活動内容)

第5条 佐賀県DPATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援
- (2) 被災のストレスによって生じた精神的問題を抱える被災住民への対応
- (3) 避難所及び在宅等の精神疾患を有する被災者への対応
- (4) 被災者支援を行っている者に対する心のケア等の支援
- (5) その他災害時の心のケア活動に必要な措置

(報告)

第6条 佐賀県DPATのリーダーは、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

(費用弁償)

第7条 甲の依頼に基づき、乙により派遣された佐賀県DPATが第5条に定める活動を実施した場合に要する次の経費等は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の例により甲が負担するものとする。

- (1) 佐賀県DPATの派遣に要する経費（旅費、輸送費、器具等修繕費）
- (2) 乙が供給した医薬品等（佐賀県DPATの携行品を含む。）を使用した場合の実費
- (3) 前各号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、乙が派遣した佐賀県DPATが第5条に規定する業務に従事したことに伴う事故に対応するため、隊員の傷害保険に加入する。

(待機に係る費用)

第9条 佐賀県DPAT派遣のための待機に要する費用は、甲からの依頼の有無にかかわらず乙の負担とする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

る。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間延長させるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年 8月 8日

甲 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県

佐賀県知事 山口祥義

乙 佐賀市鍋島町3丁目20号シエストビル3階

一般社団法人佐賀県精神科病院協会

会長 石丸大輔

佐賀県吉野ヶ里町三津160

独立行政法人 国立病院機構

肥前精神医療センター

院長 杠岳文

佐賀県佐賀市鍋島5-1-1

佐賀大学医学部附属病院

病院長 山下秀一

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400

地方独立行政法人

佐賀県医療センター 好生館

理事長 中川原章